

広島大学大学院統合生命科学研究科附属臨海実験所

新型コロナウイルス感染症対策（利用者向け）

【施設利用可否判定基準】

- 施設利用開始日、もしくはそれ以前の14日以内に以下の12個の項目に1つ以上該当した方は、施設を利用いただけません。施設利用開始日、もしくはそれ以前の14日以内とは、例えば、8月24日から施設利用を開始する場合、8月10日以降を指します。
 - また、施設利用中に以下の項目を1つ以上満たした方は、速やかに施設教職員にその旨を対面を伴わない方法で連絡してください。この場合、原則として施設教職員の指示に従って、所定の隔離宿泊室にて退所の手続きをしていただきます。
 - なお、退所後の退所日から14日以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合（退所日から14日以降に当該期間を発症日とする診断を受けた場合を含む）は、速やかに実験所までご連絡ください。退所後の退所日から14日以内とは、例えば、8月28日に施設利用を終えた場合、9月11日までを指します。
1. 新型コロナウイルスの感染者と診断された者（注1）
 2. 新型コロナウイルスの感染者との濃厚接触者と判断された者（注2）
 3. 新型コロナウイルスの感染者との接触者と判断された者（注3）
 4. 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある者（注4）
 5. 同居者や身近な知人が新型コロナウイルスの感染者と診断された者（注5）
 6. 同居者や身近な知人が新型コロナウイルスの濃厚接触者と判断された者（注6）
 7. 同居者や身近な知人に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある者（注7）
 8. 新型コロナウイルス接触確認アプリ等によって新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性が通知された者（注8）
 9. 外務省の感染症危険情報レベル2以上が発出されている国・地域に滞在歴があり、帰国・入国後14日以内である者
 10. 同居者や身近な知人が外務省の感染症危険情報レベル2以上が発出されている国・地域に滞在歴があり、帰国・入国後14日以内である者
 11. 項目(9)に該当する者との濃厚接触があった者
 12. 本ガイドラインで指定する健康確認票に軽微でない記入漏れ、または虚偽が含まれる者
- 新型コロナウイルスの感染が疑われる症状とは、発熱（37.5℃以上、または、平熱より1℃高い場合）、強いだるさ（倦怠感）、咳、息苦しさ（呼吸困難）、のどの痛み、頭痛、鼻汁・鼻閉、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、嗅覚・味覚異常のいずれか1つ以上を指します。
 - 濃厚接触者とは、患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当

する方です。

(感染可能期間：患者（確定例）が上記の新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、倦怠感、咳、呼吸困難、のどの痛み、のどの痛み、頭痛、鼻汁・鼻閉、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐、嗅覚・味覚異常のいずれか1つ以上）を呈した2日前から隔離開始までの期間)

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等）があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（ただし、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）
- 広島県が定める「接触者」には、患者（確定例）の感染可能期間以前の12日間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者も含まれます。
- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
 - ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
 - ・患者（確定例）の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策無しで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（ただし、周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断します）

例)8月15日に新型コロナウイルスの感染が疑われる症状を発症し、同日以降に新型コロナウイルスの感染が確定した者との接触の場合、原則として、当該感染者との最後の接触が8月13日以降の者は濃厚接触者、8月1日から8月12日の期間の者は接触者として扱います。新型コロナウイルスの無症状病原体保有者との接触においては、無症状病原体保有者の陽性確定に係る検体採取日を前文の「新型コロナウイルスの感染が疑われる症状を発症した日」として扱います。

(注1) 感染者と診断されたことによる入院治療等が終了してから14日間以上新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がない者は、施設利用が可能です。

(注2) 濃厚接触者は、感染者との最終接触日から14日間の自宅等待機を終え、なおかつその後新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がなければ、施設利用が可能です。

(注3) 接触者と判断された後の検査で陰性となった者は、新型コロナウイルスの感染者との最終接触日から14日間以上新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がなければ、施設利用が可能です。

(注4) 症状が出た日の翌日から8日以上経過し、かつ、薬剤服用なしで症状が消失して3日以上経過した者は、施設利用が可能です。

(注5) 施設利用予定者が感染者・濃厚接触者・接触者のいずれの基準にも合致せず、かつ、新型コロナウイルスの感染者との最終接触日の翌日から14日以上新型コロナウイル

スの感染が疑われる症状がない場合は、施設利用が可能です。

(注 6) 施設利用予定者が PCR 等の検査で陰性である場合は、陰性の診断日から施設利用が可能です。PCR 等の検査機会が提供されない場合は、施設利用予定者および当該の濃厚接触者が、両者の最終接触日の翌日から 14 日以上新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がない場合は、施設利用が可能です。ただし、同期間において当該の濃厚接触者が新型コロナウイルスの感染者と診断された場合は、この基準を適用しません。

(注 7) 新型コロナウイルスの感染が疑われる者との最終接触日の翌日から 14 日以上新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がない場合は、施設利用が可能です。

(注 8) 最も直近に新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性が通知された日の翌日から 14 日以上新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がない場合は、施設利用が可能です。

実験所をご利用される方へ

- 受け入れ学生と引率教職員の合計人数を最大 14 名に制限します。ただし、実習内容等により、受け入れ可能人数が変わりますので、利用希望者は事前にご相談下さい。
- 外部利用者が実験所の宿泊棟に宿泊する場合は、宿泊棟の利用は 1 人 1 部屋とし、最大宿泊人数を 10 名として、十分な感染防止対策を施した上での利用を受け入れます。なお、複数日にわたる施設利用の際に、実験所外の宿泊施設を利用することも可能です。
- 外部利用者には、利用開始日を含む利用開始前 15 日間分および利用期間中の「健康確認票」（別紙）をそれぞれご提出いただきます（プリントアウトして記入したもの、あるいは、記入した Excel ファイルを提出）。
 - ※ 提出された「健康確認票」は個人情報として取り扱い、医療機関や公的機関から情報提供を求められた場合にのみ使用し、それ以外には使用しません。また、外部利用者の退所後 3 ヶ月を経過したものについては、実験所において適切な方法で破棄を行います。
- 実験所を利用するイベント等の主催者には、集合場所において参加者が事前に記入した健康確認票を回収して記入内容を確認することを義務付け、施設利用基準に合致する参加者のみであることを確認できた場合のみ来所を許可します。また、広島大学が主催する講義・イベント等を除いて、本実験所を集合場所とすることは認めません。
- 外部利用者は、利用開始日に「誓約書」に利用開始日の日付を記入し、署名した上で提出していただきます。誓約書は実験所が用意いたします。
- 外部利用者各自で体温計を用意し、利用期間中は毎朝体温測定を行い、「健康確認票」（別紙）に記入して、退所時に提出してください。
- 外部利用者が新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）のインストールが可能なスマートフォン等を所持している場合は、当該アプリを施設利用開始日まで（15 日以前が望ましい）にインストールし、施設利用申請から退所するまでの期間における同アプリの継続使用を要請いたします。
- 顕微鏡や実験器具を利用期間中は外部利用者各自の専用とし、他の外部利用者とは共用しないようにします。
- 教育研究棟本館 1 階の図書室の利用は中止しています。
- 実験所敷地内ではマスクを着用し（マスクは外部利用者をご用意下さい）、密閉・密集・密接を避けて行動して下さい。屋外で 2 m 以上の十分な距離を保てる場合は、熱中症対策としてマスクを外しても構いません。
- 建物内（実習室等）に入る際には、ハンドソープと流水による手洗いの徹底をお願いいたします。また、各所・各部屋にアルコール消毒液を用意しておりますので、こまめに手指の消毒を行って下さい。
- トイレは宿泊棟のトイレを使用し、教育研究棟本館のトイレ（1 階と 2 階）は使用しないで下さい。

- トイレ（洋式便座）使用後は、トイレに備え付けのアルコール消毒液とトイレットペーパーを用いて、使用者自身が便座の消毒を行って下さい。
- トイレ使用後は、ハンドソープと流水による手洗いをお願いいたします。ペーパータオルを用意していますので、使用後はトイレ内に備え付けのゴミ袋に捨てて下さい。
- 密集・密接を避けるため、食堂のイスの数を少なくしております（最大9名）。また、食事の際は講義室もご利用いただけます（最大10名）。
- オードブル形式の食事（BBQ等）は中止しています。
- 厨房を利用しての自炊は中止しています。
- 食堂に備え付けの食器類の使用は中止しています。使い捨ての紙皿、紙コップ、割箸などを用意してありますので、それらをお使い下さい。
- 食堂の冷蔵・冷凍庫、電子レンジ、電気ポットの個人的な使用は中止しています。
- 実験所利用中のもやせるごみは各自で袋にまとめた上で、所定のごみ箱にお入れ下さい（袋はこちらで用意します）。外部利用者が持ち込んだもやせないごみ、ペットボトル、瓶、缶等は利用者各自でお持ち帰りいただきます。
- 実習利用の際には、所定の冷蔵庫にペットボトルの飲み物を用意しますので、外部利用者各自で取り出して、紙コップを使用してお飲み下さい（ペットボトルには口をつけないで下さい）。取り出したペットボトルは各自で保管し、冷蔵庫には戻さないで下さい。
（紙コップはもやせるごみ、ペットボトルはラベルをはがして（ラベルは包装プラスチックごみ）、水道水で洗った上でペットボトルゴミとして回収します。）

宿泊棟をご利用される方へ

- 同一期間に宿泊可能な外部利用者は1グループのみとします。
- 1人1部屋でのご利用とするため、宿泊棟の最大宿泊人数を10名とします。
- 利用期間中、外部利用者は実験所が指定したシャワー台のみを利用して下さい。シャワーは基本的に1人1台としますが、数が足りない場合は、シャワー利用者がシャワー台退出前に使用したシャワー台の洗浄（バスマジックリン等の洗剤で洗浄後、ドアの取手、シャワーヘッド等の直接手を触れる場所をアルコール消毒液とペーパータオルで消毒）を必ず行い、その後に、次の利用者がシャワー台を使用するようにして下さい。
- 洗濯機・乾燥機の使用は中止しています（ただし、4泊5日、5泊6日など長期の滞在の場合は実験所の許可を得た上での使用を認めます）。
- 宿泊部屋の換気を心がけ、少なくとも1時間毎に5分以上の換気を行って下さい。
- 退去時に、使用したシーツ等は外部利用者各自で外して、ビニール袋に入れて袋の口をしばった上で、宿泊棟1階の廊下の使用済みシーツ等置き場（屋外）に置いておいて下さい。
- 外部利用者退出ごとに、実験所教職員が消毒作業を行います。前の外部利用者の退去後、次のご利用開始までにお時間をいただくことがございます。

体調不良者発生時の対応について

- もし、外部利用者が体調不良を訴えた場合、実験所が準備する宿泊棟の個室にて経過観察（外出はしない、食事は部屋に届ける）を行います。
また、県内からの外部利用者については自宅への帰宅をご検討いただきます。
- もし体調不良者が以下の条件を満たす場合には、
広島県新型コロナウイルス感染症コールセンター（082-513-2567）（24 時間対応）、
もしくは、尾道市健康推進課（0848-24-1961）（平日 8:30～17:15）に連絡し、指示に従ってください。また、その旨を当所の教職員にもお知らせください。
 - ・ 高熱、強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）等の強い症状のいずれかがある
 - ・ 比較的軽い風邪の症状だが、基礎疾患等があり、その症状が 2 日程度続く
- この場合、原則として施設教職員の指示にしたがって、所定の隔離宿泊室にて退所の手続きを行っていただきます。
- なお、外部利用者が、退所日を含む退所後の 14 日以内を発症日とする新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、すみやかに実験所までご連絡下さい。